

佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

2018年6月19日
佐賀市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として位置づけられた。

佐賀市の農地は、平坦地域と中山間地域の農地に二分され、それぞれの地域で農地の利用状況や営農類型に違いがあるため、その地域の実態に合わせた農地利用の最適化に向けた取り組みが求められている。

特に、野菜や果樹、花き等の生産が盛んな中山間地域では、農業者の高齢化や鳥獣被害等により遊休農地の拡大が懸念されることから、その発生防止・解消に努めると共に、既に山林原野化した荒廃農地については、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）による現地調査を行い、農業委員会による非農地判断を行うことで、守るべき農地を明確化し、担い手への農地利用の集積・集約化に取り組む必要がある。

一方、水稻などの土地利用型農業が盛んな平坦地域では、担い手への農地利用の集積・集約化に向けて、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を基本としながら、農地中間管理事業の活用等にも取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特性を活かしながら、活力ある農業・農村を築いていくため、法第7条第1項に基づき、農業委員と推進委員が連携し、地域での活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、佐賀市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、2024年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、毎年度策定している「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (2018年4月)	10,924ha	123.7ha	1.13%
3年後の目標 (2021年4月)	10,818ha	98.0ha	0.91%
目 標 (2024年4月)	10,712ha	72.0ha	0.67%

※管内の農地面積は、「耕地面積」と「遊休農地」の合計面積を記入。

【目標設定の考え方】

本市の遊休農地の割合は2018年4月現在で1.13%と、1%を超えている。今後も遊休農地の発生防止と解消に努め、2024年4月までに遊休農地面積を減少させ、1%以下になることを目標とする。

(2) 遊休農地発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 遊休農地の早期発見・発生防止について

優良農地の確保と保全に努め、農地の有効利用対策に取り組み、遊休農地の発生防止と解消対策をより一層図るため、農地法第30条の規定による利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）を実施し、遊休農地の早期発見に努める。

イ 利用意向調査について

農地パトロールで発見した遊休農地については、所有者に農地の利用意向調査を行い、所有者の意向を把握し、農地中間管理機構（佐賀県農業公社）や地元農業者等とも連携しながら遊休農地の解消を図る。

ウ 非農地判断について

農地パトロールで発見され、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」において、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (2018年4月)	10,800ha	8,619ha	79.8%
3年後の目標 (2021年4月)	10,720ha	8,844ha	82.5%
目 標 (2024年4月)	10,640ha	9,065ha	85.2%

※管内の農地面積は、「耕地面積」を記入。

【目標設定の考え方】

本市の担い手への農地の利用集積率は、平成30年4月現在で79.8%であり、「農林水産業・地域の活力創造プラン」における国の目標値である80%を若干下回っており、今後6年間で担い手への農地の利用集積率を85.2%まで引き上げることを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 人・農地プラン等の話し合いについて

農業委員及び推進委員は、地域における農業者等による協議の場に積極的に参加し、農地の利用集積・集約化に向けた情報提供及び利用調整に努める。

イ 農地の利用権設定について

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定による農地の貸借を推進し、農地の利用集積に努める。

ウ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、農地中間管理機構及び佐賀市と連携し、担い手の意向を踏まえて農地中間管理機構への貸付けを推進し、農地の利用集積に努める。

エ 農地利用集積円滑化団体との連携について

農業委員会は、農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体と連携し、農地の利用集積を促進する。

オ 中山間地域における取り組みについて

農地の受け手が少ない中山間地域では、農地中間管理機構への貸付けや集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

カ 農地所有者等が所在不明な農地の取扱いについて

農地所有者等が所在不明な農地については、公示手続を経て佐賀県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 [新規参入者取得農地面積]
現 状 (2018年3月末)	18経営体 [8.8ha]
3年後の目標 (2021年3月末)	54経営体 [36.1ha]
目 標 (2024年3月末)	90経営体 [63.4ha]

【目標設定の考え方】

新規参入については、2013年度から2017年度までの実績が61経営体であった現状を踏まえ、少なくとも年間12経営体の新規参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 農地取得に関する相談対応について

個人や法人の新規参入の情報・相談などに関して、佐賀市などの関係機関と連携・情報共有を図り、個人や法人の農地取得などの相談対応を行い、新規参入を促進する。

イ 企業参入の推進について

担い手が少ない地域では、企業も地域の担い手として期待されることから、積極的に企業の新規参入を推進する。

ウ 下限面積の引き下げ等について

遊休農地が増加傾向にある中山間地域の大和町松梅・八反原地区、富士町及び三瀬村地区については、引き続き、農地取得の下限面積を30アールに設定して新規就農等を促進する。

また、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく利用権設定等については、新規就農を促進させることから、引き続き、佐賀市内全域において下限面積を10アールとする。